



Hutech norin

株式会社ヒューテクノオリン グループのみなさまへ

2024年10月

団体割引
15%適用

パンフレット兼重要事項説明書

ご加入手続きの締切日
2024年11月25日

がん保険・医療保険のご案内

(1年契約用)

(1年契約用)

<保険期間> 2024年12月1日から2025年12月1日(午後4時)までの1年間

今回ご案内の「がん保険・医療保険」は団体契約です。団体割引の適用により保険料が割安になります。団体契約は加入される人数により該当の団体割引が適用されます。ご案内の契約は前年度の被保険者(保険の補償を受けられる方)数が500名以上であったことにより、15%の団体割引を適用しています。今年度の被保険者数が500名に達しなかった場合は、翌年度、団体割引率が変わり、保険料が変更されます。

今回ご案内するがん保険・医療保険の制度は、株式会社C&Fロジホールディングスを保険契約者、ヒューテクノオリングループの社員およびご家族のみなさまを被保険者(保険の補償を受けられる方)とする団体契約です。(ヒューテクノオリングループの社員およびご家族のみなさま以外の方はこの制度に加入することができません。)株式会社C&Fロジホールディングスは、ヒューテクノオリングループ社員のみなさまに本制度をご案内し、加入を希望される方からの加入依頼書を取りまとめて引受保険会社(共栄火災海上保険株式会社)との間で保険契約を締結いたします。団体を退職などで離脱される場合には、この団体契約からも脱退の手続きが必要となります。脱退後、他の保険契約にご加入される場合は、保険料および払込方法などが変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

わずかな保険料で“がん”の治療を手厚くサポート(がん保険) 長引く入院を、わずかな保険料で補償(医療保険)

- 加入手続きはカンタン!(医師の診査は不要!告知のみでOK!です)
- ご自身のニーズにあったご加入プランから選択できます!
- 女性プランは、“乳がん”“子宮がん”など女性特有のがんを手厚く補償するプランです!

募集期間 (申込締切日)	2024年10月21日から2024年11月25日まで 加入依頼書は、11月25日(月曜日)までに「各店所の管理課・管理係 宛」ご提出ください。
ご加入方法	所定の加入依頼書に必要事項をご記入いただき、フルネームご署名のうえ、各店所の管理課・管理係 宛にご提出ください。※保険期間が開始した後の中途加入も受け付けております。
保険料払込方法	ご加入される契約プランの保険料は保険始期日(補償開始日)の翌々月の給与より天引きします。

ご注意1 がん保険の保険期間について、初年度のみ90日間の待機期間がございます。また、がん保険は保険期間の途中でのご加入はできません。

ご注意2 この保険は更新型で、継続時の年齢により保険料が変更になりますので、ご了承ください。



株式会社C&Fロジホールディングス

C&F LOGISTICS

■継続契約について

保険期間の満了する日の属する月の前月25日までに継続しない旨のお申し出がない限り、保険契約は継続前の契約と同一の補償内容で自動的に継続します。ただし、被保険者数による団体割引率の変更や商品内容の改定などにより、継続契約の内容が変更となる場合はあらためてご案内します。なお、継続契約の保険期間の開始日において被保険者の年齢が満65歳以上になったときは自動継続ができません。
(共栄火災の今後の保険金のお支払い状況等によって、加入できる上限年齢を引上げまたは引下げさせていただく場合があります。)

■ご加入の際、ご加入後のご注意

1. 補償の重複について
「がん葬祭費用」、「葬祭費用」の各補償につきましては、「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます。)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。
2. 告知義務(ご加入時に共栄火災に重要な事項を申し出ていただく義務)
ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、保険を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している保険金の支払事由について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書に★印が付された項目が告知事項となります。
3. ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に共栄火災に連絡していただく事項
ご加入後に次のようなことが生じた場合は、取扱代理店または共栄火災へご連絡ください。
・加入者が加入者証記載の住所または通知先を変更したとき
4. 保険契約の無効
ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的を持って保険に加入された場合は、保険は無効となり、すでにお支払いいただいた保険料は返還しません。
5. 生命保険料控除
この保険契約の保険料のうち、所定の額については、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります(2024年9月現在)。なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますのでご注意ください。
6. クーリングオフについて
この団体契約につきましては、加入のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)ができませんのでご注意ください。
7. 保険金について
生命保険、健康保険、労災保険、自賠責保険などの給付とは関係なく保険金をお支払いします。
8. 代理請求制度について ~ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください。~
この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。
万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

■ご加入内容の確認事項(お申込みいただく前にご確認いただきたい事項)

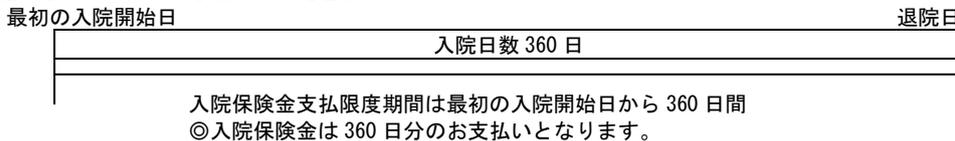
本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類(保険種類・補償する事故の範囲)
 - 補償の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)・特約の内容
 - 保険金額(契約プラン)
 - 保険期間
 - 保険料・払込方法
 - 被保険者の範囲
2. 健康状態の告知内容に誤りがないかご確認ください。
3. 加入依頼書に記載された被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」等に誤りがないかご確認ください。
4. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。
5. 最終的にご選択いただいたご加入内容がお客さまの当初のご意向に沿った内容になっているか、よくご確認ください。

※医療保険(1年契約用)の入院保険金支払限度期間について お支払い例 (入院保険金支払限度期間360日の場合)

【例1】 継続して360日入院し退院されたとき



【例2】 継続して60日入院し退院、退院後150日間は自宅療養、その後最初の入院と同一の病気で継続して300日入院されたとき



入院保険金支払限度期間(360日)を経過した後の入院のため保険金支払の対象となりません。

◎入院日数の合計は360日ですが、入院保険金支払限度期間が360日のため、入院保険金は最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金支払限度期間を経過するまでの「①最初の入院日数の60日分+②再入院日数の150日分(300日-150日)=合計210日分」のお支払いとなります。

がん保険

“がん”の治療を手厚くサポート

- “がん”と診断されたらがん診断保険金をお支払いします。
 - がん入院保険金は治療に専念していただくため、退院まで何日でもお支払いします。
 - “がん”で20日以上継続して入院し、無事退院された場合に、がん退院後療養保険金をお支払いします。
 - 万一、“がん”でお亡くなりになった時にも葬祭費用をお支払いします。
 - ご加入に際しては、医師の診査は不要です。(健康状態に関する告知書をご提出いただきます。)
- (注)被保険者(保険の補償を受けられる方)の健康状態の告知が必要となります。告知結果によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。
- 上皮内がん(初期のがん)や白血病も補償されます。
 - 全額自己負担となる先進医療費を1回につき2,000万円まで、何回でも補償します。(加入プランCAT・CBTの場合)
 - 1日以上入院をし、その入院前後に通院をしたとき、がん通院保険金は425日を限度にお支払いします。さらに三大治療のための通院は、入院の有無にかかわらず支払日数無制限です。
- (注)初年度については保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日がこの保険の責任開始日となるため、初年度と継続年度の保険料は異なります。

お支払いする保険金の種類について ※詳細は「保険金のお支払いについて」をご確認ください。

- がん診断保険金** … がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず一時金としてお支払いします。
- がん入院保険金** … がんて入院されたとき、入院1日目から何日でもお支払いします。
- がん手術保険金** … がんて手術を受けられたとき、手術の種類に応じてお支払いします。
- がん放射線治療保険金** … がんと診断確定され、その治療を直接の目的として、放射線治療を受けられたときにお支払いします。
- がん退院後療養保険金** … がんて20日以上継続して入院され、無事退院されたときにお支払いします。
- がん通院保険金** … がんて入院された場合で、入院前および退院後に通院されたときにお支払いします。また、三大治療(手術・放射線治療・抗がん剤治療)のための通院については入院の有無にかかわらずお支払いします。
(がん通院保険金の補償拡大特約付帯)
- がん特定手術保険金** … がんて所定のがん特定手術を受けられたとき、1回につきお支払いします。
- がん葬祭費用保険金** … 診断確定されたがんにより死亡され、ご親族が葬祭費用を負担されたときにお支払いします。
- がん先進医療保険金** … がんの治療を直接の目的とし、日本国内で先進医療による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料を保険金としてお支払いします。
また、がん先進医療保険金が支払われるときに、がん先進医療一時金をお支払いします。

(注)「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定めるもの*をいいます。

*療養を受けた日現在、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める病院または診療所において行われるものに限ります。また、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養を除きます。

- がん女性特定手術保険金** (女性専用プランのみ) … 女性特有のがんで以下の手術を受けられたとき、1回につきお支払いします。
「乳房切除術(皮膚を切開し病変部を切除する手術をいいます。ただし、生検を除きます。）」、「子宮全摘除術」、「両側卵巣全摘除術」

がん保険(1年契約用) 保険金額・保険料(団体割引 15%適用)

初年度については保険期間の初日からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日がこの保険の責任開始日となるため、初年度と継続年度の保険料は異なります。

先進医療特約付帯プラン「本人型」「夫婦型」「家族型」 [CAT]

(保険料・月額、保険期間1年)

保険金額			
補償項目	ご本人	配偶者	お子さま
がん診断保険金額	100 万円	60 万円	60 万円
がん入院保険金日額	10,000 円	6,000 円	6,000 円
がん手術保険金額	10・20・40 万円	6・12・24 万円	6・12・24 万円
がん放射線治療保険金額	10 万円	6 万円	6 万円
がん退院後療養保険金額	10 万円	6 万円	6 万円
がん通院保険金日額	5,000 円	3,000 円	3,000 円
がん特定手術保険金額	100 万円	—	—
がん葬祭費用保険金額	100 万円	—	—
がん先進医療保険金額	2,000 万円	2,000 万円	2,000 万円

月額保険料						
ご本人のご加入時年齢	本人型 ご本人のみの補償		夫婦型 ご本人+配偶者の補償		家族型 ご本人+配偶者+お子さまの補償	
	初年度保険料	継続年度保険料	初年度保険料	継続年度保険料	初年度保険料	継続年度保険料
5 歳～9 歳	350 円	470 円	—	—	—	—
10 歳～14 歳	320 円	460 円	—	—	—	—
15 歳～19 歳	280 円	390 円	460 円	630 円	820 円	1,110 円
20 歳～24 歳	290 円	380 円	470 円	620 円	830 円	1,100 円
25 歳～29 歳	360 円	490 円	580 円	780 円	940 円	1,260 円
30 歳～34 歳	530 円	710 円	850 円	1,130 円	1,210 円	1,610 円
35 歳～39 歳	690 円	920 円	1,090 円	1,460 円	1,450 円	1,940 円
40 歳～44 歳	990 円	1,320 円	1,570 円	2,080 円	1,930 円	2,560 円
45 歳～49 歳	1,430 円	1,920 円	2,230 円	2,990 円	2,590 円	3,470 円
50 歳～54 歳	2,130 円	2,820 円	3,330 円	4,410 円	3,690 円	4,890 円
55 歳～59 歳	3,260 円	4,330 円	5,020 円	6,680 円	5,380 円	7,160 円
60 歳～64 歳	4,690 円	6,240 円	7,200 円	9,580 円	7,560 円	10,060 円

※【家族型】または【夫婦型】は、配偶者の年齢が被保険者ご本人の年齢+5 歳以内であればご加入できます。(6 歳以上上回る場合は【家族型】または【夫婦型】とすることができません。)

※配偶者は満 18 歳以上の方が対象となります。

※お子さまは満 23 歳未満の方が対象となります。また、年齢や人数に関わらず保険料は一律となります。

※【ご本人+お子さま型】の場合は、【本人型】に初年度は 360 円、継続年度は 480 円を加算してください。

がん保険(1年契約用) 保険金額・保険料(団体割引 15%適用)

初年度については保険期間の初日からその日を含めて 90 日を経過した日の翌日がこの保険の責任開始日となるため、初年度と継続年度の保険料は異なります。

基本プラン「本人型」「夫婦型」「家族型」 [CAA]

(保険料・月額、保険期間1年)

保険金額			
補償項目	ご本人	配偶者	お子さま
がん診断保険金額	100 万円	60 万円	60 万円
がん入院保険金日額	10,000 円	6,000 円	6,000 円
がん手術保険金額	10・20・40 万円	6・12・24 万円	6・12・24 万円
がん放射線治療保険金額	10 万円	6 万円	6 万円
がん退院後療養保険金額	10 万円	6 万円	6 万円
がん通院保険金日額	5,000 円	3,000 円	3,000 円
がん特定手術保険金額	100 万円	—	—
がん葬祭費用保険金額	100 万円	—	—

月額保険料						
ご本人のご加入時年齢	本人型 ご本人のみの補償		夫婦型 ご本人+配偶者の補償		家族型 ご本人+配偶者+お子さまの補償	
	初年度保険料	継続年度保険料	初年度保険料	継続年度保険料	初年度保険料	継続年度保険料
5 歳～9 歳	290 円	390 円	—	—	—	—
10 歳～14 歳	260 円	380 円	—	—	—	—
15 歳～19 歳	220 円	310 円	340 円	470 円	590 円	810 円
20 歳～24 歳	230 円	300 円	350 円	460 円	600 円	800 円
25 歳～29 歳	300 円	410 円	460 円	620 円	710 円	960 円
30 歳～34 歳	470 円	630 円	730 円	970 円	980 円	1,310 円
35 歳～39 歳	630 円	840 円	970 円	1,300 円	1,220 円	1,640 円
40 歳～44 歳	930 円	1,240 円	1,450 円	1,920 円	1,700 円	2,260 円
45 歳～49 歳	1,370 円	1,840 円	2,110 円	2,830 円	2,360 円	3,170 円
50 歳～54 歳	2,070 円	2,740 円	3,210 円	4,250 円	3,460 円	4,590 円
55 歳～59 歳	3,200 円	4,250 円	4,900 円	6,520 円	5,150 円	6,860 円
60 歳～64 歳	4,630 円	6,160 円	7,080 円	9,420 円	7,330 円	9,760 円

※【家族型】または【夫婦型】は、配偶者の年齢が被保険者ご本人の年齢+5 歳以内であればご加入できます。(6 歳以上上回る場合は【家族型】または【夫婦型】とすることができません。)

※配偶者は満 18 歳以上の方が対象となります。

※お子さまは満 23 歳未満の方が対象になります。また、年齢や人数に関わらず保険料は一律となります。

※【ご本人+お子さま型】の場合は、【本人型】に初年度は 250 円、継続年度は 340 円を加算してください。

がん保険(1年契約用) <女性専用プラン> 保険金額・保険料(団体割引 15%適用)

初年度については保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日がこの保険の責任開始日となるため、初年度と継続年度の保険料は異なります。

女性のための専用プランです～女性プランは【本人型】のみとなります～

(保険料・月額、保険期間1年)

保険金額		
補償項目 ※ご本人のみ補償	先進医療特約付帯プラン (CBT)	基本プラン (CBB)
がん診断保険金額	100万円	100万円
がん入院保険金日額	10,000円	10,000円
がん手術保険金額	10・20・40万円	10・20・40万円
がん放射線治療保険金額	10万円	10万円
がん退院後療養保険金額	10万円	10万円
がん通院保険金日額	5,000円	5,000円
がん女性特定手術保険金額	100万円	100万円
がん特定手術保険金額	100万円	100万円
がん葬祭費用保険金額	100万円	100万円
がん先進医療保険金額	2,000万円	—

月額保険料				
ご本人の ご加入時 年齢	先進医療特約付帯プラン (CBT)		基本プラン (CBB)	
	初年度 保険料	継続年度 保険料	初年度 保険料	継続年度 保険料
5歳～9歳	360円	490円	300円	410円
10歳～14歳	340円	490円	280円	410円
15歳～19歳	310円	430円	250円	350円
20歳～24歳	320円	420円	260円	340円
25歳～29歳	410円	550円	350円	470円
30歳～34歳	670円	900円	610円	820円
35歳～39歳	860円	1,150円	800円	1,070円
40歳～44歳	1,290円	1,720円	1,230円	1,640円
45歳～49歳	1,820円	2,440円	1,760円	2,360円
50歳～54歳	2,510円	3,330円	2,450円	3,250円
55歳～59歳	3,640円	4,840円	3,580円	4,760円
60歳～64歳	5,100円	6,790円	5,040円	6,710円

がん保険 保険金のお支払いについて		
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払い額
がん診断保険金 (主契約)	被保険者(保険の補償を受けられる方)が保険期間中に次のいずれかに該当されたとき ①初めてがんと診断確定されたとき ②継続契約の場合で、初年度契約から継続前契約までの連続した保険期間中にすでに診断確定されたがん(以下「原発がん」といいます。)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ③原発がんが生じた後に、その原発がんとは関係ない新たながんが生じたと診断確定されたとき (注)がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。なお、継続契約の場合において、すでにがん診断保険金が支払われることになった最終の診断確定日からその日を含めて1年以内に新たにがんと診断確定されても保険金はお支払いできません。	がん診断保険金額
がん入院保険金 (主契約)	被保険者が診断確定されたがんの治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所に入院されたとき	がん入院保険金日額 ×入院日数
がん手術保険金 (主契約)	被保険者が診断確定されたがんの治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所で所定の手術を受けられたとき (注)時期を同じくして2つ以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数制限があります。	手術の種類により、 がん入院保険金日額 ×倍率 (10倍・20倍・40倍)
がん放射線治療保険金 (主契約)	被保険者ががんと診断確定され、病院または診療所において、次の①・②のいずれにも該当する放射線治療を受けられたとき ①診断確定されたがんを直接の原因として、そのがんの治療を直接の目的とする放射線治療であること ②この保険契約の保険期間中に行われた放射線治療であること (注)施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	がん入院保険金日額 ×10倍
がん退院後療養保険金 (主契約)	被保険者が、がん入院保険金の支払対象となる20日以上継続した入院をされた後、生存して退院されたとき	がん退院後療養保険金額
がん通院保険金 (主契約) + がん通院保険金の 補償拡大特約	次の①・②のいずれかに該当する通院*をされたとき ①保険期間中にがんの治療を目的とする次のいずれかに該当する通院をされた場合 a.所定の手術のための通院 b.放射線治療のための通院 c.抗がん剤治療のための通院 ②がん入院保険金の支払われる入院(日帰り入院を含みます。)をした場合において、次のいずれにも該当する通院をされた場合 a.診断確定されたがんを直接の原因とする通院 b.入院の開始日前日からその日を含めて遡及して60日以内、または退院日の翌日からその日を含めて365日以内に行われた通院 ※往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます。なお、オンライン診療は、月に複数回のオンライン受診をされたとしても通院保険金のお支払いは月ごとに1回(1日)のみとなります。	がん通院保険金日額 ×通院日数 ①支払日数に限度はありません。 ②1入院についての支払 限度は425日です。
がん特定手術保険金 (特約)	がん手術保険金の支払われる場合に、被保険者が原因となったがんの治療を直接の目的として、病院または診療所で所定のがん特定手術を受けられたとき (注1)がん特定手術とは、胃全摘除術、片側肺全摘除術、食道全摘除術、片側腎全摘除術、膀胱全摘除術、人工肛門造設術、喉頭全摘除術(発声機能の喪失を伴うもの)に限ります。)、四肢切断術(手指・足指を除きます。)をいいます。 (注2)時期を同じくして2つ以上のがん特定手術を受けられた場合は、いずれか1つのがん特定手術のみ対象となります。	がん特定手術保険金額
がん女性特定手術保険金 (特約)	がん手術保険金の支払われる場合に、被保険者が原因となったがんの治療を直接の目的として、病院または診療所で所定のがん女性特定手術を受けられたとき (注1)がん女性特定手術とは、「乳房切除術*」、「子宮全摘除術」、「両側卵巣全摘除術」をいいます。 ※皮膚を切開し病変部を切除する手術をいいます。ただし、生検を除きます。 (注2)時期を同じくして2つ以上のがん女性特定手術を受けられた場合は、いずれか1つのがん女性特定手術のみ対象となります。	がん女性特定手術 保険金額
がん葬祭費用保険金 (特約)	被保険者が、がんと診断確定され、保険期間中にその診断確定されたがんを直接の原因として死亡された場合において、被保険者の親族が葬祭費用を負担されたとき	負担された葬祭費用の額 (がん葬祭費用保険金額 を限度とします。)
がん先進医療保険金 (がん先進医療特約)	被保険者が、診断確定されたがんの治療を直接の目的として、保険期間中に日本国内で先進医療による療養を受けられたとき (注)同一の先進医療による療養を複数回にわたって受けられた場合には、最初にその療養を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。	先進医療にかかわる技術料 ^(※) と同額 (1回の先進医療につき 2,000万円を限度としま す。)
がん先進医療一時金 (がん先進医療特約)	がん先進医療保険金が支払われるとき	5万円

(※)次のア.～オ.に掲げる費用等、先進医療に係る技術料以外の費用は含まれません。

ア.「公的医療保険制度」にもとづき給付の対象となる費用。この費用には自己負担分を含みます。

イ. 先進医療以外の評価療養のための費用

ウ. 選定療養のための費用

エ. 食事療養のための費用

オ. 生活療養のための費用

* 保険金をご請求いただいた場合、医師の作成した共栄火災所定の診断書の提出を求めることがあります。

保険金をお支払いできない主な場合

がんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前である場合は、上記の各保険金はお支払いできません。

医療保険

長引く入院を、わずかな保険料で補償

- 入院は最高 360 日までのロング補償！
- 所定の重度の身体障害により入院されたときは、一時金をお支払いします。
- 万一、被保険者がお亡くなりになったとき、ご親族が負担された葬祭費用をお支払いします。
- 先進医療による療養を受けられたとき、1回の先進医療にかかわる技術料につき 2,000 万円まで、何回でも補償します。(加入プラン MCS・MDS の場合)

◆先進医療技術の例と平均技術料

先進医療技術名	1 件あたりの平均技術料 [※]
陽子線治療	約2,659,000円
重粒子線治療	約3,135,700円

※(1 件あたりの平均技術料) = (各先進医療の先進医療技術料に係る費用の総額) ÷ (年間実施件数)
第 127 回先進医療会議「令和 5 年度実績報告(令和 4 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日)」より

お支払いする保険金の種類

詳細は「保険金のお支払いについて」をご確認ください。

- 疾病入院保険金** ... 病気で入院されたとき、入院 1 日目からお支払いします。
- 疾病手術・放射線治療保険金** ... 病気で手術または放射線治療を受けられたとき、手術の種類などに応じてお支払いします。
- 傷害入院保険金** ... ケガで入院されたとき、入院 1 日目からお支払いします。
- 傷害手術保険金** ... ケガで手術を受けられたとき、手術の種類などに応じてお支払いします。
- 重度入院一時金** ... 所定の重度の身体障害による入院をされたときにお支払いします。
- 退院後療養保険金** ... 病気またはケガで 20 日以上継続して入院され、無事退院されたときにお支払いします。
- 特定傷害保険金** ... 特定損傷^{※1}を被り、事故の日からその日を含めて 180 日以内に治療を受けられたときにお支払いします。
- 葬祭費用保険金** ... 病気またはケガにより死亡され、ご親族が葬祭費用を負担されたときにお支払いします。
- 先進医療保険金** ... 病気またはケガにより日本国内で先進医療^{※2}による療養を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料を保険金としてお支払いします。
また、先進医療保険金が支払われるときに、先進医療一時金をお支払いします。

※1 「特定損傷」とは、骨折（病的骨折は含みません。）、関節脱臼（先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼は含みません。）、腱の断裂（病気を原因とする腱の断裂は含みません。）をいいます。

※2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療 * をいいます。

* 療養を受けた日現在、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める病院または診療所において行われるものに限り、また、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は除きます。

女性専用プラン

- 女性入院保険金** ... 乳がん、子宮筋腫、妊娠等に伴う合併症等で入院されたとき 1 日目からお支払いします。
- 女性形成治療保険金** ... 治療を目的として所定の手術[※]を受けられたときにお支払いします。

※「瘢痕に対する植皮術または瘢痕形成術」、「足指の後天性変形に対する形成術」、「乳房切除術（乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切除する手術をいいます。ただし、生検は含みません。）」

医療保険(1年契約用) 保険金額・保険料(団体割引15%適用)

先進医療特約付帯プラン「本人型」「夫婦型」「家族型」 [MCS]

(保険料・月額、保険期間1年)

保険金額			
補償項目	ご本人	配偶者	お子さま
疾病入院保険金日額 (免責期間0日、支払限度期間360日)	5,000円	3,000円	3,000円
疾病手術・放射線治療保険金額	2.5・5・10・20万円	1.5・3・6・12万円	1.5・3・6・12万円
傷害入院保険金日額 (免責期間0日、支払限度期間360日)	5,000円	3,000円	3,000円
傷害手術保険金額	2.5・10・20万円	1.5・6・12万円	1.5・6・12万円
重度入院一時金額	50万円	30万円	30万円
退院後療養保険金額	5万円	3万円	3万円
特定傷害保険金額	5万円	—	—
葬祭費用保険金額	100万円	—	—
先進医療保険金額	2,000万円	2,000万円	2,000万円

月額保険料			
ご本人のご加入時年齢	本人型 ご本人のみの補償	夫婦型 ご本人+配偶者の補償	家族型 ご本人+配偶者+お子さまの補償
5歳～9歳	1,630円	—	—
10歳～14歳	1,500円	—	—
15歳～19歳	1,750円	2,650円	4,520円
20歳～24歳	1,840円	2,790円	4,660円
25歳～29歳	2,310円	3,550円	5,420円
30歳～34歳	2,660円	4,100円	5,970円
35歳～39歳	2,880円	4,430円	6,300円
40歳～44歳	3,210円	4,920円	6,790円
45歳～49歳	3,610円	5,510円	7,380円
50歳～54歳	4,240円	6,410円	8,280円
55歳～59歳	5,510円	8,290円	10,160円
60歳～64歳	7,540円	11,270円	13,140円

※【家族型】または【夫婦型】は、配偶者の年齢が被保険者ご本人の年齢+5歳以内であればご加入できます。(6歳以上上回る場合は【家族型】または【夫婦型】とすることができません。)

※配偶者は満18歳以上の方が対象となります。

※お子さまは満23歳未満の方が対象となります。また、年齢や人数に関わらず保険料は一律となります。

※【ご本人+お子さま型】の場合は、【本人型】に1,870円を加算してください。

医療保険(1年契約用) 保険金額・保険料(団体割引15%適用)

基本プラン「本人型」「夫婦型」「家族型」 [MC]

(保険料・月額、保険期間1年)

保険金額			
補償項目	ご本人	配偶者	お子さま
疾病入院保険金日額 (免責期間0日、支払限度期間360日)	5,000円	3,000円	3,000円
疾病手術・放射線治療保険金額	2.5・5・10・20万円	1.5・3・6・12万円	1.5・3・6・12万円
傷害入院保険金日額 (免責期間0日、支払限度期間360日)	5,000円	3,000円	3,000円
傷害手術保険金額	2.5・10・20万円	1.5・6・12万円	1.5・6・12万円
重度入院一時金額	50万円	30万円	30万円
退院後療養保険金額	5万円	3万円	3万円
特定傷害保険金額	5万円	—	—
葬祭費用保険金額	100万円	—	—

月額保険料			
ご本人のご加入時年齢	本人型 ご本人のみの補償	夫婦型 ご本人+配偶者の補償	家族型 ご本人+配偶者+お子さまの補償
5歳～9歳	1,540円	—	—
10歳～14歳	1,410円	—	—
15歳～19歳	1,660円	2,470円	4,160円
20歳～24歳	1,750円	2,610円	4,300円
25歳～29歳	2,220円	3,370円	5,060円
30歳～34歳	2,570円	3,920円	5,610円
35歳～39歳	2,790円	4,250円	5,940円
40歳～44歳	3,120円	4,740円	6,430円
45歳～49歳	3,520円	5,330円	7,020円
50歳～54歳	4,150円	6,230円	7,920円
55歳～59歳	5,420円	8,110円	9,800円
60歳～64歳	7,450円	11,090円	12,780円

※【家族型】または【夫婦型】は、配偶者の年齢が被保険者ご本人の年齢+5歳以内であればご加入できます。(6歳以上上回る場合は【家族型】または【夫婦型】とすることができません。)

※配偶者は満18歳以上の方が対象となります。

※お子さまは満23歳未満の方が対象となります。また、年齢や人数に関わらず保険料は一律となります。

※【ご本人+お子さま型】の場合は、【本人型】に1,690円を加算してください。

医療保険(1年契約用) <女性専用プラン> 保険金額・保険料(団体割引15%適用)

女性のための専用プランです～【本人型】のみとなります～ [MDS]・[MD]

(保険料・月額、保険期間1年)

保険金額		
補償項目 ※ご本人のみ補償	先進医療特約 付帯プラン(MDS)	基本プラン (MD)
疾病入院保険金日額 (免責期間0日、支払限度期間360日)	5,000円	5,000円
疾病手術・放射線治療保険金額	2.5・5・10・20万円	2.5・5・10・20万円
傷害入院保険金日額 (免責期間0日、支払限度期間360日)	5,000円	5,000円
傷害手術保険金額	2.5・10・20万円	2.5・10・20万円
重度入院一時金額	50万円	50万円
退院後療養保険金額	5万円	5万円
女性入院保険金日額 (免責期間0日、支払限度期間360日)	5,000円	5,000円
女性形成治療保険金額	10・20万円	10・20万円
特定傷害保険金額	5万円	5万円
葬祭費用保険金額	100万円	100万円
先進医療保険金額	2,000万円	—

月額保険料		
ご本人の ご加入時年齢	先進医療特約 付帯プラン(MDS)	基本プラン (MD)
5歳～9歳	1,720円	1,630円
10歳～14歳	1,590円	1,500円
15歳～19歳	1,890円	1,800円
20歳～24歳	2,130円	2,040円
25歳～29歳	2,770円	2,680円
30歳～34歳	3,200円	3,110円
35歳～39歳	3,340円	3,250円
40歳～44歳	3,690円	3,600円
45歳～49歳	4,220円	4,130円
50歳～54歳	5,040円	4,950円
55歳～59歳	6,610円	6,520円
60歳～64歳	9,070円	8,980円

医療保険 保険金のお支払いについて

保険金の種類	保険金をお支払する場合	お支払い額
疾病入院保険金 ^{※1} (主契約)	被保険者(保険の補償を受けられる方)が病気の治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所に入院されたとき	疾病入院保険金日額×入院日数 (1 入院の支払限度期間は 360 日)
疾病手術・放射線治療 保険金 (主契約)	被保険者が病気の治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所で手術 ^{※2} または放射線治療を受けられたとき ^{※3} (注 1) 時期を同じくして 2 以上の手術を受けられたときは、倍率の高いいずれか 1 つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。 (注 2) 放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から 60 日の間に 1 回の支払を限度とします。	疾病入院保険金日額×以下の倍率 ① 所定の重大手術: 40 倍 ② ①以外の手術で入院中の手術: 20 倍 ③ ①・②以外の手術: 5 倍 ④ 放射線治療: 10 倍
傷害入院保険金 ^{※4} (主契約)	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガをされ、そのケガの治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所に入院されたとき	傷害入院保険金日額×入院日数 (1 入院の支払限度期間は 360 日)
傷害手術保険金 (主契約)	被保険者が事故によるケガの治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所で手術 ^{※2} を受けられたとき ^{※3} (注) 時期を同じくして 2 以上の手術を受けられたときは、倍率の高いいずれか 1 つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	傷害入院保険金日額×以下の倍率 ① 所定の重大手術: 40 倍 ② ①以外の手術で入院中の手術: 20 倍 ③ ①・②以外の手術: 5 倍
重度入院一時金 ^{※5} (特約)	被保険者が保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき ◇ 医師により悪性新生物と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたとき ◇ 急性心筋梗塞を発病し、冠状動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始されたとき ◇ 脳卒中を発病し、それにより言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、CT(コンピュータ断層撮影法)またはMRI(磁気共鳴映像法)によってその責任病巣が医師により確認され、その治療を直接の目的として入院を開始されたとき ◇ 事故により、脳挫傷、脊髄損傷または内臓損傷と医師により診断され、その治療を目的として事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院を開始されたとき	重度入院一時金額
退院後療養保険金 (特約)	被保険者が疾病入院保険金または傷害入院保険金の支払対象となる 20 日以上継続した入院をされた後、生存して退院されたとき	退院後療養保険金額
特定傷害保険金 (特約)	被保険者が、次に掲げるいずれかの特定損傷を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所で治療を受けられたとき ◇ 骨折(病的骨折は含みません。) ◇ 関節脱臼(先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼は含みません。) ◇ 腱の断裂(病気を原因とする腱の断裂は含みません。)	特定傷害保険金額
葬祭費用保険金 (葬祭費用補償特約)	被保険者が病気またはケガにより死亡された場合において、被保険者のご親族が葬祭費用を負担されたとき	負担した葬祭費用の額 (葬祭費用保険金額を限度とします。)
女性入院保険金 (女性医療特約)	被保険者が所定の女性疾病の治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所に入院されたとき	女性入院保険金日額×入院日数 (1 入院の支払限度期間は 360 日)
女性形成治療保険金 ^{※5} (女性医療特約)	被保険者が治療を直接の目的として、保険期間中に病院または診療所で、次に掲げる手術を受けられたとき ◇ 瘢痕に対する植皮術または瘢痕形成術 ◇ 足指の後天性変形に対する形成術 ◇ 乳房切除術	女性入院保険金日額× 手術の種類に応じた倍率 (20 倍・40 倍)
先進医療保険金 (先進医療特約)	被保険者が病気またはケガの治療を直接の目的として、保険期間中に日本国内で先進医療による療養を受けられたとき (注) 同一の先進医療による療養を複数回にわたって受けられた場合には、最初にその療養を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。	先進医療にかかわる技術料 ^{※6} の額 (1 回の先進医療につき 2,000 万円を限度とします。)
先進医療一時金 (先進医療特約)	先進医療保険金が支払われるとき	5 万円

- ※1 1 回の入院について、最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金支払限度期間を経過した後の疾病入院に対しては、保険金をお支払いできません。
- ※2 公的医療保険制度対象の手術、造血幹細胞移植および先進医療による手術をいいます。
- ※3 お支払いの対象とならない手術の例・・・創傷処理、デブリードマン、皮膚切開術、骨折の整復(非観血術の場合)、レーザー屈折矯正手術(レーシック)など。
(注) お支払いの対象とならない手術は、医科診療報酬点数表の改定により、変更となる場合があります。
- ※4 1 回の入院について、最初の傷害入院を開始した日からその日を含めて傷害入院保険金支払限度期間を経過した後の傷害入院に対しては、保険金をお支払いできません。
- ※5 重度入院一時金特約または女性医療特約の保険期間の開始日からその日を含めて 90 日以内に乳房の悪性新生物を原因として重度入院一時金または女性形成治療保険金の支払事由に該当したときは、保険金支払の対象となりません。
- ※6 次のア.～オ. に掲げる費用等、先進医療に係る技術料以外の費用は含まれません。
ア. 「公的医療保険制度」に基づき給付の対象となる費用。この費用には自己負担分を含みます。 イ. 先進医療以外の評価療養のための費用 ウ. 選定療養のための費用 エ. 食事療養のための費用 オ. 生活療養のための費用
急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記 3 項目をすべて満たす場合をいいます。
○ 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○ 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの ○ 外来性＝身体外部からの作用によるもの

保険金をお支払いできない主な場合

- 以下の事由による身体障害を被った場合
 - 被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意または重大な過失
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
 - 戦争、外国の武力行使、革命その他これらに類似の事変または暴動
 - 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - 上記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見※のないもの など
- 医学的他覚所見とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 以下の事由によるケガが生じた場合
 - 運転資格を持たず、または酒気を帯びた状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたはこれらの事由に随伴して生じた事故もしくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - 刑の執行によるケガ
 - 精神障害を原因とする事故 など
- アルコール依存および薬物依存による入院
(注) ただし、1.④⑤⑥、2.②に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと共栄火災が認めたときは、共栄火災は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

重要事項説明書(団体契約用)

- この書面では、がん保険(1年契約用)ならびに医療保険(1年契約用)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

□がん保険(1年契約用)にご加入いただくお客さまへ

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

団体契約は、企業等の団体をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。被保険者が保険料を負担する場合には、団体(ご契約者)が各被保険者のご負担額をとりまとめ、団体(ご契約者)から一括してお支払いいただくこととなります。

(2) 商品の仕組み **契約概要**

この保険は、がんと診断されたときに保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

(4) 基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 主な特約・補償の概要 **契約概要**

この保険でセットできる特約はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」でご確認ください。

(6) 補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約(この保険以外の保険にセットされる特約と共栄火災以外の保険を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)

(注)1保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約(補償)>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
がん葬祭費用補償特約	医療保険(1年契約用) 葬祭費用補償特約

(7) 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額の設定にあたっては、次の a. ~ c. にご注意ください。

- お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。
- 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年取などに照らして適正な額となるように契約タイプを選択してください。
- 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険の保険期間はご契約の始期から1年間です。(注)保険期間の途中で加入する場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

(注)この保険の支払責任は初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時(待機期間)より始まります。

(9) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険金額、満年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

(10) 保険料の払込方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

(11) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務(加入依頼書の記載上の注意事項) **注意喚起情報**

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険

を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

- 被保険者(注)の生年月日・満年齢・性別
 - 「健康状態告知書」の質問事項
 - 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
- (注)配偶者の方が被保険者となる場合は、配偶者の方を含みます。

■健康状態告知について

- ①新たにご加入いただく方、または継続加入でご契約金額を増額するなど補償範囲を拡大する方は「健康状態告知書」にご回答いただきます。「健康状態告知書」には現在の健康状態、過去の傷病歴など、おたずねする事項について正しくご記入ください。
- ②「健康状態告知書」の回答としてご記入いただく内容は、公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。取扱代理店や共栄火災社員に口頭でお話されても告知したことはなりません。必ず加入依頼(申込)書等の「健康状態告知書」の回答欄にご記入いただきますようお願いいたします。
- ③「健康状態告知書」の回答内容によってはご加入をお断りさせていただくことがあります。

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 「現在ご加入の保険の脱退を前提とした新たな保険加入」をご検討の場合

のご注意 **注意喚起情報**

現在ご加入の保険を脱退し、新たにお申込みになる場合につきましても、通常の新規のご加入時と同様に告知義務があります。傷病歴等がある場合は、新たにご加入ができなかったり、その告知がなかったために解除となることもあります。

新たにご加入した保険の補償期間の開始日より前に診断確定されたがんについては、新たな保険では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の保険の脱退日以降は、脱退日以前に診断確定されたがんであっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1) 脱退時の返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

団体契約から脱退する場合、保険は終了となります。パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■ご注意ください事項

- 団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- 始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

(2) 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

(3) 確認事項

■特約の無効について

次に該当する場合、その特約は無効となり、すでに払い込まれたその特約にかかる保険料の全額をお返します。

- ①悪性新生物診断保険金特約
悪性新生物と診断確定された時が、支払責任の開始前(待機期間が終了する前)であるとき
- ②抗がん剤治療補償特約
がんと診断確定された時が、支払責任の開始前(待機期間が終了する前)であるとき

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交

換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページ

(<https://www.kyoeikaasai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。

(3)重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4)ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5)保険金をお支払いすべき事由が発生した場合

保険金をお支払いすべき事由が発生した場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

□医療保険(1年契約用)にご加入いただくお客さまへ

1. ご加入前におけるご確認事項

(1)団体契約の仕組み

団体契約は、企業等の団体をご契約者とし、その構成員等を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。被保険者が保険料を負担する場合には、団体(ご契約者)が各被保険者のご負担額をとりまとめ、団体(ご契約者)から一括してお支払いいただくこととなります。

(2)商品の仕組み **契約概要**

この保険は、病気またはケガにより入院または手術を受けたときや、病気により放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。

(3)被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

(4)基本となる補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償内容は、パンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5)主な特約・補償の概要 **契約概要**

この保険でセットできる特約はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」でご確認ください。

(6)補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約(この保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。)が他にあり、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)

(注)1保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約(補償)>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
葬祭費用補償特約	がん保険(1年契約用) がん葬祭費用補償特約

(7)保険金額の設定 **契約概要**

保険金額の設定にあたっては、次の a. ~ c. にご注意ください。

- a. お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。
- b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように契約タイプを選択してください。
- c. 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(8)保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険の保険期間はご契約の始期から1年間です。保険期間の途中で加入する場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となりますのでパンフレット等でご確認ください。

(9)保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は保険金額、満年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料はパンフレットでご確認ください。

(10)保険料の払込方法等 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料の払込方法は、ご加入と同時に全額を払い込む一時払と複数の回数

に分けて払い込む分割払とがあります。実際にご加入いただくお客さまの保険料払込方法や当該団体における保険料相当額のとりまとめ方法についてはパンフレットでご確認ください。

(11)満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1)告知義務(加入依頼書の記載上の注意事項) **注意喚起情報**

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

- 被保険者本人(注1)の職業・職種
- 被保険者(注2)の生年月日・満年齢・性別
- 「健康状態告知書」の質問事項
- 同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(注1)加入依頼書の被保険者本人欄に記載の方をいいます(以下同様とします)。

(注2)配偶者の方が被保険者となる場合には、配偶者を含みます。

■健康状態告知について

- ①新たにご加入いただく方、または継続加入でご契約金額を増額するなど補償範囲を拡大する方は「健康状態告知書」にご回答いただきます。「健康状態告知書」には現在の健康状態、過去の傷病歴など、おたずねする事項について正しくご記入ください。
- ②「健康状態告知書」の回答としてご記入いただく内容は、公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。取扱代理店や共栄火災社員に口頭でお話されても告知したことにはなりません。必ず加入依頼(申込)書等の「健康状態告知書」の回答欄にご記入いただきますようお願いいたします。
- ③「健康状態告知書」の回答内容によってはご加入をお断りさせていただくことや、特定疾病等補償対象外の特別条件を付けた保険(特定疾病等補償対象外特約)をセットしてのご加入とすることがあります。

(2)クーリングオフ **注意喚起情報**

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3)「現在ご加入の保険の脱退を前提とした新たな保険加入」をご検討の場合のご注意 **注意喚起情報**

現在ご加入の保険を脱退し、新たにお申込みになる場合につきましても、通常の新規のご加入時と同様に告知義務があります。傷病歴等がある場合は、新たにご加入ができなかったり、特定疾病等を補償対象外とした条件付きのご加入となったり、その告知がなかったために解除となることもあります。新たにご加入した保険の補償期間の開始時より前に原因が生じていた病気やケガについては、新たな保険では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の保険の脱退日以降は、脱退日より前に原因が生じていた病気やケガであっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1)脱退時の返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

団体契約から脱退する場合、保険は終了となります。パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■ご注意ください事項

- 団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。
- 始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

(2)被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者をご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1)保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

(2)個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります)。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達

成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページ

(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。

(3)重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4)ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5)保険金をお支払いすべき事由が発生した場合

保険金をお支払いすべき事由が発生した場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター 0120-719-112〔通話料無料〕

〔受付時間〕 平日 午前9:00～午後6:00

※お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも保険金の支払事由に該当したら

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077〔通話料無料〕

■指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 〔ナビダイヤルー通話料有料〕

〔受付時間〕 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■このご案内はがん保険(1年契約用)・医療保険(1年契約用)の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

■ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容をご加入者よりご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

取扱代理店



株式会社C&Fサポートサービス

〒162-005

東京都新宿区若松町 33-8 アール・ビル新宿 2F

TEL: 03-5291-8114

営業時間: 9:00～18:00



引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社 本店営業部 営業第二課

〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6 TEL: 03-3504-0827

営業時間: 9:00～16:45

<https://www.kyoeikasai.co.jp/>